

# 居宅介護重要事項説明書

## 1. 当法人の訪問介護サービスの運営方針

私たちは、カトリックの隣人愛の精神を基盤に置き、介護に重荷を負って苦渋しておられる方々の立場に立ち、利用者の意志及び人格を尊重しながら、可能な限り利用者が住み慣れた居宅において、自己の能力に応じ、自立した生活が営めるように、障害福祉サービスを通じてまごころを込めてお手伝いさせていただきます。

## 2. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人真愛の家
代表者役職・氏名	理事長 富田 公教
法人本部所在地	京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36
電話番号	0773-75-1333
営業所数	特別養護老人ホーム 1ヶ所 (定員 110名) 短期入所生活介護 1ヶ所 (定員 15名/日) 認知対応型共同生活介護 1ヶ所 (定員 9名) 居宅介護支援 1ヶ所 訪問介護 1ヶ所 通所介護 1ヶ所 小規模多機能型居宅介護 (北田辺) 城北地域包括支援センター (南田辺) 1ヶ所

## 3. 事業所の概要

### (1) 提供できるサービス事業所名と対象地域

事業所名	ヘルパーステーション真愛
所在地	〒624-0912 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36
事業所番号	京都府指定No.2612700191
サービスを提供する地域	舞鶴市

### (2) 同事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理 者 (平林 里絵)	介護福祉士	1 (兼務)	○ 相談・援助、苦情受付、	1名
サービス 提供責任者 (平林 里絵) (西川 晴美)	介護福祉士	2 (兼務 1名)	○ サービス調整、カソナルソ 参加、訪問介護	2名
介護福祉士 介護職員実務者研修終了者 介護職員初任者研修終了者			訪問介護	8名

### (3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00	備考
平日	○	○	
土、日、祝祭日	○	○	

## (4) サービスに関する相談窓口

受付時間 平日: 0773-78-2883 FAX: 0773-75-1755

受付担当 管理者 平林 里絵

## 4. 当事業所が提供するサービスの内容

## (1) 居宅介護等計画

当事業所では下記のサービス内容から居宅介護等計画を定めて、サービスを提供します。

「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」とご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日及び実施回数などを記載しています。「居宅介護等計画」は、ご利用者や家族に事前に説明し同意の確認をします。また、申し出により見直しに関しても対応させていただきます。

## (2) 居宅介護サービスの内容

## 居宅介護

## ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします）

- ・入浴介助・清拭・洗髪
- ・排泄介助
- ・食事介助
- ・衣服の着脱の介助

※医療行為はいたしません。

## ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います）

- ・調理
- ・洗濯
- ・掃除
- ・買い物 その他必要な家事等

※預定金の引き出しや預け入れは出来ません（預定金通帳・カードの預かりは行いません）

※ご利用者以外の方への調理や洗濯、ご利用者以外の居室や庭などの敷地内の掃除、草刈り、植物への水やり等は原則行いません

## ③ 通院等のために乗車又は降車の介護

- ・通院等のための車両への乗車又は降車の介護
- ・乗車前もしくは降車後の屋内外における介助

## 重度訪問介護

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

## 【その他】

行動援護、同行援護など必要に応じ健康や日常生活上の状況を伺い、生活上のご相談や助言をさせていただきます。

## 5. 事業の主たる対象とする障害の種類

## 〔1〕 居宅介護

身体障害者（18歳未満のものを除く）

知的障害者（18歳未満のものを除く）

精神障害者（18歳未満のものを除く）

## 〔2〕 重度訪問介護

日常生活に全般に支援が必要な重度肢体不自由者（18歳未満の者は除く）

## 6. 利用料金

### (1) 利用料

- ① 指定居宅介護事業を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限額（月額）の範囲内において、利用者負担額をお支払いいただきます。
- ② 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、利用者から介護給付費等の支払いを受けるものとする。
- ③ ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は、利用者負担額の50%を徴収させていただきます。

### (2) 加算について

#### ① 咳痰吸引等支援体制加算

喀痰吸引等の研修（第3号研修）を修了した者が、口腔・鼻腔内の喀痰吸引や胃ろう等による経管栄養援助を行ったとき、利用者1人1日当たり100単位を加算させていただきます。

### (3) 交通費

舞鶴市内の方は無料です。市外でサービスをご利用の方は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合の交通費は、その額をいただきます。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、1km当たり50円とし、利用者の同意をいただいた上で、往復の分をいただきます。

### (4) その他の費用

- ①ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき10円を、利用者の同意をいただいた上でご負担いただきます。
- ②お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代等の費用、オムツやゴム手袋等の消耗品費用はご利用者の負担となります。

### (5) 料金のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、現金払いか銀行引落のいずれかをご契約の際に選べます。  
引き落としは 翌月の26日です。（土曜日、日曜日は翌日）

## 7. 個人情報の保護

職員に対して、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務づけ、違反した場合は適正に処分を行います。ただし、支援担当者、医師、関係機関への報告、調整においては、情報提供が必要な時があります。別紙の同意書をご確認ください。また、退職後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、職員との雇用契約において取り交わしております。

## 8. 虐待の防止への取り組み

ご利用者に人権の擁護、虐待の防止等の為の責任を設置する等必要な対策の整備を行うと共に、職員に対し、権利擁護・虐待防止等必要な研修を実地するなど早期対応への措置を講じます。

★虐待防止に関する責任者を設置しております。

★ハラスメント対策の相談窓口体制を整備しています。

★職員に対し虐待防止・権利擁護に対する啓発研修を実施しています。

## 9. 感染症対策について

感染症の予防及び蔓延防止のために、法人に開設されている感染症委員会に参加し、平常時には衛生管理に留意した予防策を講じます。感染症発生時には、感染症マニュアルに沿って状況に適した対策を行います。

## 10. 業務継続計画策定について

事業所は、感染症の拡大や非常災害時において、ご利用者に対しサービス提供の継続的な実施や非常災害時体制での早期なサービスの再開の為に、計画を作成しております。(業務継続計画という)

訪問介護員(職員)に対しては、定期的な計画の見直しと、必要に応じた研修の開催を行っております。

## 11. 損害賠償について

ご利用者のサービス提供にあたり、事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに従い、速やかな対応と処置を行います。また、事業所の責めに帰する場合は、その損害を賠償します。

ただし、その損害の発生について、ご利用者又はご家族に重大な過失が認められる場合は、損害賠償を減額することがあります。

## 12. 医療と介護の連携等について

ご利用者へのサービス提供にあたり、把握した利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身の状態及び生活に関する必要な情報は、本人の同意を得て担当する相談支援事業所へ情報提供を行います。

## 13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、管理者等への連絡を行い、救急車へ通報させて頂く等の対処を行います。基本的には当事業所に定められた「緊急時対応・事故時対応マニュアル」に従い速やかに対応をし、必要な処置をいたします。

### サービス提供をお断りする場合 • 中止をお願いする場合

- (1) 居宅訪問介護の援助を、大きく逸脱すると考えられるサービスの提供はお断りする場合があります。
- (2) ご利用料金の不払いについて改善が見込めない場合には、相談支援専門員や行政担当課へ相談後、サービス提供を中止する場合があります。
- (3) サービス援助時に訪問介護員に対し、性的な言動又は威嚇や暴言等業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより訪問介護員の援助が大きく妨げになるような行為が確認された場合についてもサービス提供の継続をお断りいたします。
- (4) 自然災害(台風・地震・大雨・大雪等)の発生時には、ご利用者並びに訪問する職員の安全確保のため、ご利用者もしくはご家族へ連絡を入れさせて頂いたうえで、サービスを延期または中止させていただく場合があります。

## 14. サービス内容に関する苦情の窓口

当事業所のサービス提供に関してご利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応する為に相談担当者、苦情解決手順を定め、事務所内に提示及びご利用者へ説明させて頂きます。

当事業所の居宅介護訪問介護に関する御相談・苦情は下記の者が承ります。

担当 当:当事業所の管理者(平林 里絵) 担当:在宅福祉部 副部長(岸 貴世子)  
電話:0773-78-2883 電話:0773-76-8887

市町村担当部局 舞鶴市障害福祉課  
電話 0773-66-1033

京都府中丹東保健所  
電話 0773-75-0805

.....契約をする場合は以下の確認をすること.....

令和 年 月 日

居宅介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明をしました。

事業所

所在地 京都府舞鶴市字上安小字中ノ脇 1697-36  
名称 ヘルパーステーション真愛

説明者

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

ご本人

住 所

舞鶴市

氏名 \_\_\_\_\_

代理人

住 所

氏名 \_\_\_\_\_